

牛久市告示第63号

告 示

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型をあてはめる地域を別表のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

牛久市長 池 邊 勝 幸

別表

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに都市計画法による用途地域の指定のない区域

告 示

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定等

騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音についての規制基準を次の 2 のとおり定め、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 4 月 1 日

牛久市長 池 邊 勝 幸

1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

牛久市のうち都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域を除く全域

2 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

時間の区分 区域の区分	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	5 0 デシベル	4 5 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種区域	5 5 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル

第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

備考

1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次に定める区域とする。

(1) 第1種区域

都市計画法第8条第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域として定められた区域

(2) 第2種区域

都市計画法第8条第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域として定められた区域

(3) 第3種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域並びに同法による用途地域の指定のない区域

(4) 第4種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域として定められた区域

2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第113号）第5条の3に規定する特別養護
老人ホーム

告 示

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定（特に静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域の指定）

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定に基づき、特に静穏の保持を必要とする区域として市長が指定する区域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

牛久市長 池 邊 勝 幸

平成24年4月1日牛久市告示第63-1号で指定された地域のうち、次に掲げる区域

- 1 第1種区域として指定された区域
- 2 第2種区域として指定された区域
- 3 第3種区域として指定された区域
- 4 第4種区域として指定された区域のうち、次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートルの区域内
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 113 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護
老人ホーム

告 示

特定建設作業の規制に関する基準に係る特に静穏の保持を必要とする区域等（振動規制法施行規則に基づく区域の指定）

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定に基づき、特定建設作業の規制に関する基準に係る特に静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

牛久市長 池 邊 勝 幸

平成24年4月1日牛久市告示第64号で指定された地域のうち、次に掲げる区域

- 1 第1種区域として指定された区域
- 2 第2種区域として指定された区域のうち工業地域を除く区域
- 3 工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートルの区域内
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第113号）第14条第1項第2に規定する特別養護老人ホーム

牛久市告示第65号

告 示

自動車交通騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の区分の指定

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定に基づき、区域の区分を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

牛久市長 池 邊 勝 幸

- 1 a 区域 平成24年4月1日牛久市告示第63号により指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- 2 b 区域 指定区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
- 3 c 区域 指定区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに都市計画法による用途地域の指定のない地域

告 示

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準を次の2のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

牛久市長 池 邊 勝 幸

1 指定地域

牛久市の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く全域

2 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	午前6時から 午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	65デシベル	55デシベル
第2種区域	70デシベル	60デシベル

備 考

1 第1種区域、第2種区域とは、それぞれ次に定める区域とする。

(1) 第1種区域

都市計画法第8条第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域として定められた区域

(2) 第2種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域並びに都市計画法による用途地域の指定のない地域

2 次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第113号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

告 示

自動車交通振動の限度に係る特に静穏の保持を必要とする区域等

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2の表備考第1項及び第2項の規定に基づき、自動車交通振動の限度に係る特に静穏の保持を必要とする区域等として市長が定める区域の区分及び時間の区分を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

牛久市長 池 邊 勝 幸

1 区域の区分

(1) 第1種区域

平成24年4月1日牛久市告示第65-1号により指定された地域（以下「指定

地域」という。）のうち、第1種区域として指定された区域

(2) 第2種区域

指定区域のうち、第2種区域として指定された区域

2 時間の区分

(1) 昼 間 午前6時から午後9時まで

(2) 夜 間 午後9時から翌日の午前6時まで

牛久市告示第66号

告 示

悪臭物質の排出の規制地域及び規制基準（物質濃度規制の場合）

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）を次の1のとおり指定し、法第4条第1項の規定に基づく規制基準を次の2のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

牛久市長 池 邊 勝 幸

1 規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により市街化区域として定められた地域及び同法第34条第14号の規定に該当する開発行為に係る地域

2 規制基準

- (1) 法第4条第1項第1号の規定に基づく事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質	許 容 限 度
アンモニア	1 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm
硫化水素	0.02 ppm
硫化メチル	0.01 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm
イソブタノール	0.9 ppm
酢酸エチル	3 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm
トルエン	10 ppm
スチレン	0.4 ppm
キシレン	1 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm

(2) 法第4条第1項第2号の規定に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出した特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量

とする。

(3) 法第4条第1項第3号の規定に基づく事業場の敷地外における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの排出水中の濃度とする。